

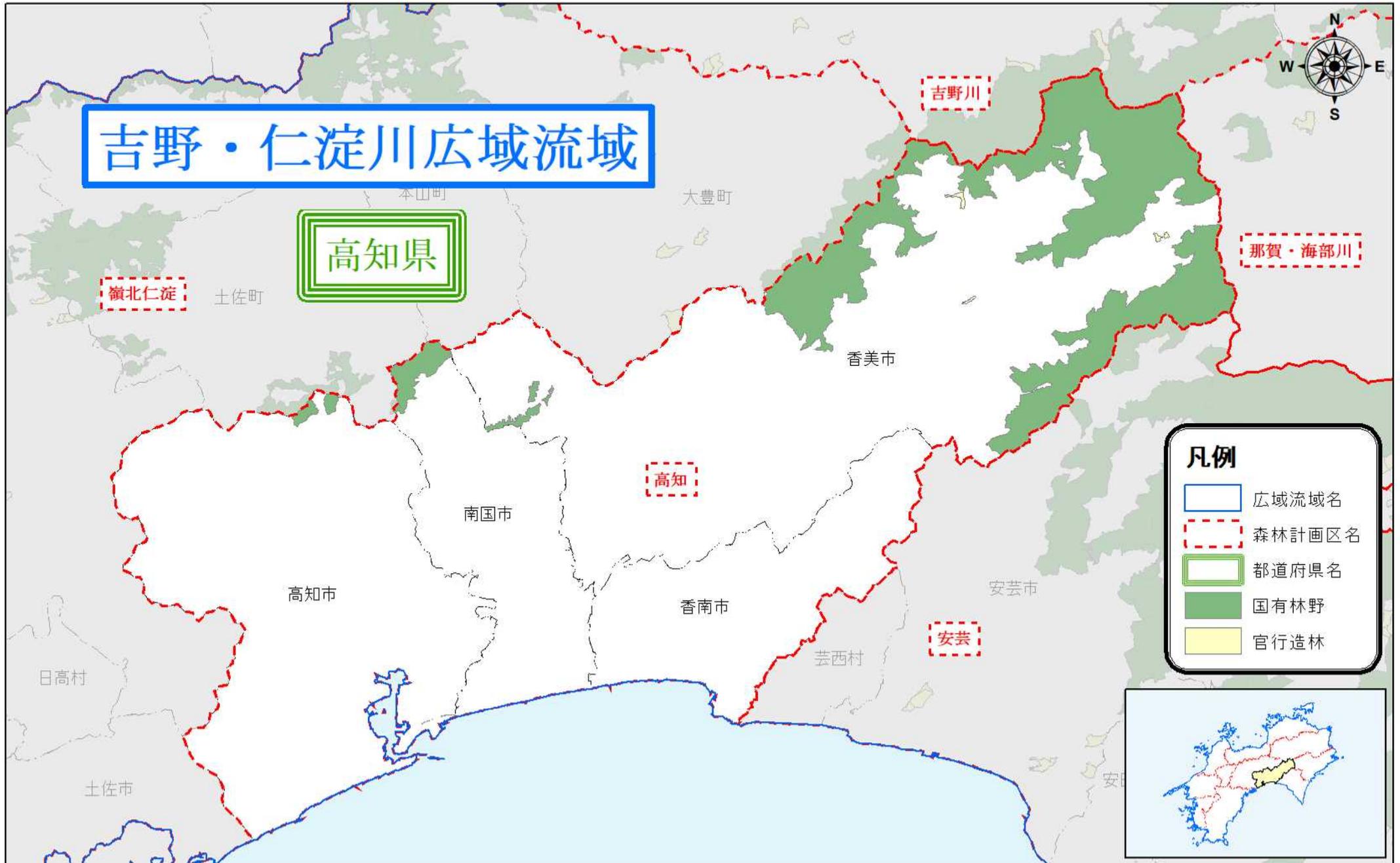
高知国有林の地域別の森林計画書

(高知森林計画区)

計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 12年 3月 31日

四 国 森 林 管 理 局

高知森林計画区的位置図



目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	2
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	3
(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方	3
(2) 林道等及び治山施設の整備	3
(3) 流域管理システムの推進	3
II 計画事項	5
第1 計画の対象とする森林の区域	5
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
(1) 森林の整備及び保全の目標	5
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	6
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	8
2 その他必要な事項	8
第3 森林の整備に関する事項	9
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	9
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
(2) 立木の標準伐期齢	11
(3) その他必要な事項	11
2 造林に関する事項	11
(1) 人工造林に関する事項	11
(2) 天然更新に関する事項	12
(3) その他必要な事項	13
3 間伐及び保育に関する事項	14
(1) 間伐の標準的な方法	14
(2) 保育の標準的な方法	14
(3) その他必要な事項	14
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	15
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	15
(2) その他必要な事項	16
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	16
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	16
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	17

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	17
(4) その他必要な事項	17
6 森林施業の合理化に関する事項	17
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	17
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	18
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	18
(4) その他必要な事項	18
第4 森林の保全に関する事項	18
1 森林の土地の保全に関する事項	18
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	18
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	19
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	19
(4) その他必要な事項	19
2 保安施設に関する事項	20
(1) 保安林の整備に関する事項	20
(2) 保安施設地区に関する事項	20
(3) 治山事業に関する事項	20
(4) その他必要な事項	20
3 鳥獣害の防止に関する事項	21
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
(2) その他必要な事項	21
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	21
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	21
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	21
(3) 林野火災の予防の方針	21
(4) その他必要な事項	22
第5 計分量等	23
1 伐採立木材積	23
2 間伐面積	23
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	23
4 林道の開設又は拡張に関する計画	24
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	27
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	27
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	27
(3) 実施すべき治山事業の数量	28
第6 その他必要な事項	29
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	29

2	その他必要な事項	31
別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	32
別表 2	鳥獣害防止森林区域	34

I 計画の大綱

国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2に基づき、森林管理局長が国有林について民有林の地域森林計画に準じて立てる森林計画である。

本森林計画は、高知森林計画区に位置する国有林の計画を、「全国森林計画」に即して、令和2年4月から令和12年3月の10カ年を計画期間として樹立したものである。

1 森林計画区の概況

本計画区は、全国森林計画の吉野・仁淀川広域流域に属し、北部と西部は嶺北仁淀森林計画区、東は安芸森林計画区と接する高知県の中央部に位置している。

北部に工石山（1,177m）、東部に三嶺（1,894m）、等が控え、これらの主要山地を源とし、東部からは物部川、中央部からは鏡川が土佐湾へ注いでいる。

これらの主要河川には、永瀬ダム、鏡ダム等のダムがあり、豊富な水資源は高知市を中心とする4市の生活、産業に大きく寄与している。区域面積は109,862haで、そのうち森林面積は約71%の77,546haを占めている。

人口は、高知県総人口の約61%に当たる445,646人（平成27年国勢調査）であり、平成22年度調査時点と比較すると9,815人の減少となっている。

本計画区の国有林の森林面積は14,107haで、区域森林面積の18%を占めており、林種別面積は人工林が6,464ha、天然林が6,889ha、伐採跡地・無立木地等が754haとなっている。

また、人工林面積を樹種別にみると、スギ54%、ヒノキ26%、その他20%となっており、スギが過半数を占めている。

一方、人工林の齢級配置をみると、7齢級以下が14%、8～10齢級が25%、11齢級～14齢級が61%となっている。

貴重な植生が残されている西熊山、石立山の601haは、生物群集保護林^{*1}に指定し、その保存に努めている。

このほか、国有林の大部分を保安林に指定するとともに、三嶺、工石山等の自然景観の優れた天然林は、自然休養林^{*2}等レクリエーションの森に設定し、国土保全、水源の涵養、自然環境の維持及び形成、国民の保健及び休養の場の提供等公益的機能の発揮にも努めている。

*1 生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する森林

*2 自然休養林：自然探勝、自然科学等に適した森林、スポーツ施設等の設置に適した地域、レクリエーション利用上重要な景観を構成し風致の維持向上を図る必要がある森林等のうち、特に景観が美しく保健休養に適した森林

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、林道が豪雨災害等で被災し搬出が困難であったこと、一部採算が見込めない立木販売や間伐の実施を見合わせたため、計画量を下回る結果となった。

造林面積については、主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、計画を下回る結果となった。

林道等の開設については、豪雨災害等で被災した箇所の復旧工事を優先したため、計画を下回る結果となった。林道等の拡張については、優先度の高い路線から取り組み概ね計画通り実行した。

治山事業については、緊急度の高い箇所から実行した。

項目	計 画	実 行	実行割合(%)
伐採立木材積	268,800m ³	109,073m ³	41
主伐	89,900m ³	41,027m ³	46
間伐	178,900m ³	68,046m ³	38
造林面積	353ha	82ha	23
人工造林	242ha	70ha	29
天然更新	111ha	11ha	10
林道等の開設又は拡張	開設： 5.9km 拡張： 31箇所	開設： 0.1km 拡張： 23箇所	2 74
林道	開設： ーkm 拡張： 17箇所	開設： ーkm 拡張： 13箇所	ー 76
林業専用道	開設： 2.2km 拡張： ー箇所	開設： 0km 拡張： ー箇所	0 ー
その他	開設： 3.7km 拡張： 14箇所	開設： 0.1km 拡張： 10箇所	3 71
治山事業	37箇所	20箇所	54

注：1 計画欄は、前半5カ年に相当する数値である。

2 実行欄は、平成27～30年度の実績と令和元年度10月末の実績の計である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の有する多面的な機能の高度発揮に対する社会的要請に応えるため、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備及び保全に努めるとともに、民有林と関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源モニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GIS^{*3}の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 林道等及び治山施設の整備

ア 適切な森林施業を実施するための基盤である林道等については、計画的かつ効率的な整備を図ることとして、林道等開設量、拡張量を計画量として定める。

イ 地域の安全・安心の確保、水源の涵養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとして、治山事業量を計画量として定める。

(3) 流域管理システムの推進

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ流域林業活性化協議会等の場を通じ、県、市等との密接な連携を図りながら、流域林業の活性化に積極的に取り組むこととする。

具体的な取り組みとしては、

ア 林業・木材業界、民有林・国有林が連携して、需給バランスを考慮した計画的持続的な林産物の供給、森林の総合的な利用の促進、森林施業の共同化等地域関連産業の振興及び社会の発展に努める。

*3 森林GIS：GISとはGeographic Information System（地理情報システム）の略。地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピューター上で総合的に管理、分析、処理するシステム。

イ 林道等の計画に当たっては、民有林林道等との調整を図り、合理的な路線配置等を計画するとともに、流域をネットワーク化する生活道路としての機能の発揮に留意する。

また、作業道等を作設し、林道等と有機的に組み合わせることによって、林業コストの低減に努める。

ウ 請負事業等の計画的発注を通じ、就労条件の改善への配慮、指導等により事業者の体質強化に努める。

エ 森林施業技術や林業の機械化等について、民有林との連携・交流を図る。

オ 公告縦覧制度を適切に実施するとともに、伐採予定等に関する情報の提供・充実に努める。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	管轄森林管理署等
総 数		14,106.87 (68.63)	
内 訳	高知市	166.20	嶺北森林管理署
	南国市	532.75	〃
	香美市	13,407.92 (68.63)	嶺北・高知中部森林管理署

- (注) 1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、四国森林管理局計画課及び嶺北森林管理署、高知中部森林管理署とする。
- 3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺に森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な保全管理等を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民等のニーズに応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な保全管理等を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接なかかわりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性

を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な保全管理等や、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な保全管理等を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

樹木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、その際、機械化等を通じた効率的な整備を推進する。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水緩和機能や水資源貯留機能等については、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないこと、及び、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

		単位 面積：ha 蓄積：m ³ /ha	
区 分		現 況	計 画 期 末
面積	育成単層林	6,461	6,285
	育成複層林	689	806
	天然生林	6,281	6,281
森林蓄積		228	252

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*4}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*5}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*6}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況に対する計画期末の育成単層林の面積の減は、官行造林地の返地などによるものである。

2 その他必要な事項

特になし

*4 人為：植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*5 択伐：森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*6 複数の樹冠層：樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、次に掲げる基準によることとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、車道や集落からの距離等の社会的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

(イ) 択伐による場合は、森林の諸機能の維持増進が図られるような適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、配置等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐については、イの（ア）によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じた適切な施業を行うこととする。

エ 保安林等

保安林及び保安林施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林の諸機能の維持増進が図られる施業方法によることとする。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおりとする。

単位 径級：cm、主伐時期：年

地区	樹種	単層林施業			主伐の時期
		生産目標	仕立方法	期待径級	
全域	スギ	一般材	中仕立	22	45
	ヒノキ	一般材	〃	22	50
	クヌギ	シイタケ原木	〃	10	15

単位 径級：cm、主伐時期：年

地区	樹種	複層林施業			主伐の時期
		生産目標	仕立方法	期待径級	
全域	スギ	中径材	中仕立	30	80
	ヒノキ	〃	〃	30	80

(注) 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

a 人工造林を行う森林

1 箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域にあっては、おおむね5ha以下（ただし、一伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等にあっては、その制限の範囲内）とし、その他の制限林にあっては、その制限の範囲内とする。

制限林以外にあっては、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能を有する森林にあっては同様とする。

契約に基づく分収林及び官行造林においては、おおむね20ha以下とし、立地条件、公益的機能の要請等を総合的に勘案して定めることとする。

伐採箇所は努めて分散させるとともに、新生林分の保護、公益的機能の確保のため、尾根、斜面中腹等を主体として、必要な箇所に保護樹帯を設置することとし、保護樹帯の効果を適切に発揮させるため、多様な樹種からなるように努める。

なお、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹種であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残することとする。

更新をしても期待する成長を達成することが困難な箇所、風衝地、岩石地、急傾斜地等については、保残することとする。

b 天然更新を行う森林

伐採跡地において天然更新を行う森林は、有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分とする。

伐区の面積はaに準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮する。また、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(イ) 択伐を行う森林

伐採に当たっては、目的に応じた適正な林相、林齢からなる林型に誘導することを目標とし、伐採率は40%を上限とする。

(2) 立木の標準伐期齢

樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢、森林の構成を勘案して、本計画においては次のように定める。

地 区	標 準 伐 期 齢					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
計画区全域	35年	45年	35年	40年	10年	15年

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林は、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壌、地形等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定することとし、スギ、ヒノキ及びクヌギ等を主体とする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、以下により行う。その際、コンテナ苗を使った造林など新たな植栽技術の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入に積極的に取り組む。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努める。

(ア) 人工造林の植栽本数

- a 育成単層林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系を勘案して次を目安とし、林地生産力の高低等自然条件、導入する苗木の規格や特性、天然幼稚樹木の発生状況、有用天然木の配置状況、ニホンジカの影響等を総合的に勘案して決定する。その際、森林の適確な更新を図ることを前提に、低コスト化・省力化の観点から、可能な限り、低密度な植栽に取り組むこととする。

ただし、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。

単位：本

樹種	植栽本数
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000
クヌギ	2,500～3,500

- b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、1,500～3,000本を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

地ごしらは、気候その他自然条件等を勘案して、全刈り地ごしらは、筋刈り地ごしらは、枝条存置地ごしらは等を適切に行うこととする。

植栽方法は、原則として方形植えにより、2月～4月の間に行うこととする。なお、伐採と造林の一貫作業システム等におけるコンテナ苗を使った造林など新たな植栽技術による場合は、この限りではない。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新を図ることができる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする主な樹種は、既往の天然有用樹種を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、シイ、カシ等とするが、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して選定する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新は、森林の適確な更新を図ることを旨として、下層植生、前生樹等を勘案しつつ、以下により行う。

(ア) スギ、ケヤキ等

スギ、ヒノキ、ケヤキ、ミズメ等の天然木については、伐採に当たって、天然更新による成林が確実となるよう、母樹及び中小径木を適切に保残するとともに、稚樹の発生、生育を促す地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

また、稚樹が少ない場合には、植込み、播種等により更新を図ることとする。

(イ) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地でかつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後、地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

(ウ) シイ、カシ等

シイ、カシ、コナラ等ぼう芽力の旺盛な広葉樹については、除伐等の天然更新補助作業を行うこととする。

(エ) 天然更新の確認調査

更新状況の確認調査は、搬出完了から3年以内に行うこととし、更新完了の目安（「天然林施業における更新完了の取扱い等について」（昭和61年5月7日付け61-49））に達しない林分については、更に3年以内に再調査を行い、2回目の確認調査においても更新完了に至らない林分については、植栽等により確実な更新を図ることとする。

(3) その他必要な事項

多様な森林を造成するため、人工造林を計画した箇所においても、天然更新を積極的に指向することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては以下を基本とし、発揮すべき機能や林分状況等に応じて適切に実施することとする。その際、生産性の向上等の観点から、列状間伐を積極的に採用する。

樹種	生産目標	間伐の時期（年）		間伐の方法
		初回	2回目	
スギ	一般材 主伐の時期 45年	25 (30)	35 (40)	間伐の方法は点状間伐又は列状間伐とする。 なお、林分の状況により成木摘伐を実施する。 1回に実施する間伐率は、 Ry^{*7} を0.10～0.25下げることを目安に本数間伐率50%程度までの範囲で選木を行う。 ただし、制限林にあつては指定された施業要件の範囲内とする。
ヒノキ	一般材 主伐の時期 50年	30	40	

(注) スギの一般材を生産の目標とする林分において、ヒノキが混在し、かつ、林分状況等により必要と考えられる場合は、()の時期を目安として間伐を行うことができることとする。

(2) 保育の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては、次を目安とする。ただし、造林木の確実な育成を図ることを前提に、生産性の向上等の観点から、下刈回数の低減、下刈手法の簡素化等可能な限り省力化を図ることとする。

保育の種類	樹種	実施林齢（年）												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	15	
下刈	スギ	○	○	○	○	○								
つる切	ヒノキ						○		○					
除伐											○		○	

(3) その他必要な事項

特になし

*7 Ry ：収量比数。森林の密度の相対値を示す収量の指標で、ある樹高における最大の材積を1としたときの現実の材積の割合を示したもの。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

別表1のとおり定める。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

良質な水の安定供給を確保する観点から、森林の健全性を確保するための適切な除・間伐とともに、高齢級の森林への誘導や伐期の間隔の拡大(長伐期施業、伐期の延長)、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所あたりの伐採面積の縮小を基本とする森林施業を推進することとする。

立地条件や機能の維持増進のため必要かつ適切と見込まれる場合は、針葉樹単層林の伐期の長期化や天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化(長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業(択伐によるものを除く))を推進することとする。

(イ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図りつつ、立地条件や国民等のニーズに応じ、針葉樹単層林の伐期の長期化(長伐期施業)や天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化(択伐による複層林施業、複層林施業(択伐によるものを除く))を図ること

とする。

- b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進するため、立地条件や国民等のニーズに応じ、天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化（択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く））を図ることとする。

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

国民に憩いと学びの場を提供する観点から、森林とのふれあいやボランティア団体等が行う自発的な森林づくり活動の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた複層林施業（択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く））、人工林の有する美的景観を維持及び林業生産活動のモデルとするための育成単層林施業（長伐期施業）の推進等に努めるほか、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

また、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を推進することとし、必要に応じて、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

（２）その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良好で将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を進めるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することと

する。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	31	205.1
うち林業専用道	3	2.6

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム ^{*8}	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム ^{*9}	25m/ha以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

特になし

(4) その他必要な事項

民有林と国有林の林道等を効率よく結ぶ方法等を導入し、県、関係市町村と連携及び調整を行うこととする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

素材生産事業者等の林業事業者は、経営基盤の弱体な小規模零細な事業者が多く、また、林業労働者の減少・高齢化が進んでいる状況にあることから、一般林政施策との連携の下に、計画的な事業の発注や複数年契約の導入等により

*8 車両系作業システム：林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

*9 架線系作業システム：林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

林業事業体の経営の安定化を図るなど育成強化策の一層の充実に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営コストの増嵩、労働災害の防止、林業就労者の減少等の状況に対処するため、生産コストの低減、労働環境の改善等を大幅に促進する林業の機械化が急務となっている。

このため、傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した高性能林業機械を核とする作業システムの導入と普及及び定着を目的として、生産性の向上に資する高性能林業機械を活用した列状間伐や伐採と造林の一貫作業システム等の導入、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成等総合的な取組みを支援する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進を図るため、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備等の推進が求められている中、国有林としては、樹材種の変化を踏まえつつ、民有林とも連携し、計画的な木材の供給を通じて、これらを支援することとする。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっている。このため、国有林としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、職員を対象とする研修を活用した市町村林業担当者研修や現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図ることとする。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意することとする。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととする。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法

面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区（林班）			
高知市	93内、94	163.55	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては十分留意するものとする。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件によるものとする。	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林及び魚つき保安林並びに別表1の2の①に掲げる森林のうち保安林ではないもの
南国市	95～99、101～102	525.87		
香美市	2～3内、4、5内、6～34、35内、36～57、58～59内、60～64、65～66内、67～69、70内、71～73、74内、75～79、80～82内、84内、86～91、103、104内、106内、153～154、(蒲)1、(香)1～2	(68.63) 12,985.06		

注1 地区欄には、当該地区の属する林班名を記載する。

2 留意すべき事項欄には、水源涵養、土砂流出防止等について特に留意すべき事項を記載する。

3 備考欄には、保安林、施業を特定する必要がある林分等の場合には、その種類を記載する。

4 地区欄の（ ）は官行造林の契約相手の略称を示す。

5 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし

(4) その他必要な事項
特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。また、流木対策としては、根系等の発達を促す間伐等の森林整備を行うとともに、現地の状況に応じて、流木捕捉式治山ダムの設置や流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に努めることとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林における伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、コストと品質の両面を重視しつつ、既存施設の長寿命化対策を含めた総合的なコスト縮減に努める。また、現地の実情を踏まえ、間伐材等木材の利用促進を図るとともに、必要に応じて在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置等を適正に行うこととする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係機関等と連携し、四国森林管理局が開発した安価で組立が容易な小型囲いわなの普及や市町村、猟友会、森林管理署等との協定締結によるニホンジカ被害対策を推進するとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

特になし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

レクリエーションの森など特に利用者が多く、山火事等のおそれのある箇所については、森林保護及び山火事防止を呼び掛ける標識を設置するとともに、巡視を強化し被害の未然防止に努める。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫をはじめとする病虫害の早期発見、早期防除、他の樹種への転換に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカや新植箇所におけるノウサギ等による森林被害についても、必要に応じ、3（1）イに準じた対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

ア レクリエーションの森等の管理

レクリエーションの森等の管理に当たっては、利用実態に即した施業の実施、利用者への安全確保等に配慮する。

イ 技術の開発及び普及

多様な森林づくりによる公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術の開発・実証に取り組み、その成果の普及・定着に努める。

ウ 森林環境教育等の充実

教育・環境・地域振興等の分野と連携し、森林環境教育の推進を図るとともに、森林環境教育活動の充実のため、普及啓発、情報提供、技術指導等を推進する。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総計	(19.7) 474.3	(18.8) 440.7	(0.9) 33.6	(19.7) 168.0	(18.8) 134.4	(0.9) 33.6	(-) 306.3	(-) 306.3	(-) -
[前半5カ年分]									
	(10.8) 238.9	(10.5) 221.9	(0.3) 17.0	(10.8) 84.9	(10.5) 67.9	(0.3) 17.0	(-) 154.0	(-) 154.0	(-) -

(注) () は、官行造林で内書とする。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐
総数	3,218
前半5カ年分	1,612

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	350	88
前半5カ年分	189	47

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業 専用道	香美市	猪野々	2.00 1	1,189	1.00 1	①	基幹
				宇筒舞90 線	3.63 1	237	2.00 1	②	基幹
				井地山	2.10 1	874	1.50 1	③	その他
				別府山51	1.00 1	196	1.00 1	④	その他
				杉熊	2.10 1	471	1.00 1	⑤	その他
開設計					10.83 5	2,967	6.50 5		
拡張	(路盤工外)	林道	南国市	中の川	1.00 1		0.50 1		基幹
	(路盤工外)			中の川 ・黒森線	0.40 1		0.20 1		その他
				小計	1.40 2		0.70 2		
	(路盤工外)		香美市	宇筒舞90 線	2.00 1		1.00 1		基幹
	(路盤工外)			杉熊	2.00 1		1.00 1		基幹
	(路盤工外)			桑の川	2.00 1		1.00 1		基幹
	(路盤工外)			成山	2.00 1		1.00 1		基幹
	(路盤工外)			桃草	2.00 1		1.00 1		基幹
	(路盤工外)			宇筒舞	3.00 1		1.50 1		基幹
	(路盤工外)			柚ノ木	0.40 1		0.20 1		基幹
(路盤工外)	猪野々	2.00 1			1.00 1		基幹		

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年分	対図 番号	備考
拡張	(路盤工外)	林道	香美市	谷相	0.40 1		0.20 1		基幹
	(路盤工外)			楮佐古	1.00 1		0.50 1		基幹
	(路盤工外)			西熊	0.10 1		0.05 1		基幹
	(路盤工外)			大栃	0.10 1		0.05 1		基幹
	(路盤工外)			林道笹 －笹上線	0.10 1		0.05 1		基幹
	(路盤工外)			畑山	0.40 1		0.20 1		基幹
	(路盤工外)			林道西熊 －別府線	0.10 1		0.05 1		基幹
	(路盤工外)			谷相	0.40 1		0.20 1		基幹
	(路盤工外)			行者	2.00 1		1.00 1		その他
	(路盤工外)			井地山	2.00 1		1.00 1		その他
	(路盤工外)			杉熊	1.00 1		0.50 1		その他
	(路盤工外)			東笹	2.00 1		1.00 1		その他
	(路盤工外)			上葦生	0.10 1		0.05 1		その他
	(路盤工外)			宇筒舞89 線	0.10 1		0.05 1		その他
	(路盤工外)			大栃63線	0.40 1		0.20 1		その他
	(路盤工外)			桃草80線	0.10 1		0.05 1		その他
	(路盤工外)			西熊	0.10 1		0.05 1		その他
	(路盤工外)			楮佐古	0.20 1		0.10 1		その他

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年分	対図 番号	備考
拡張	(路盤工外)	林業 専用道	香美市	峰ノ子	0.20 1		0.10 1		その他
	(路盤工外)			林道	別府山51	1.00 1		0.50 1	
	(路盤工外)			井地山 (軽)	0.02 1		0.01 1		その他
	(路盤工外)			不寒冬	0.20 1		0.10 1		その他
	小計				27.42 30		13.71 30		
拡張計					28.82 32		14.41 32		

(注) 国有林野外で開設又は拡張すべき林道がある場合は内書

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	13,568	13,604	
水源涵養のための保安林	12,272	12,295	
災害防備のための保安林	1,289	1,302	
保健、風致の保存等のための保安林	1,855	1,855	

(注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域	うち前半 5年分			
指定	水源かん養 保安林	香美市	9、11、60、 66、70、 153	102	102	水源涵養のため	
		計		102	102		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域		前 半 5 年 の 計 画		
香美市	5～7, 13～20, 27～29, 30, 36, 40～42, 52, 54, 55, 57～59, 61～66, 68, 70, 72～76, 78～82, 87～91, 153	15	14	溪間工, 山腹工 森林整備	
合 計		15	14		

注 事業は、林班の一部で実施するものである。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他
水源かん養 保安林	高知市	93内、94	163.55	皆伐とする。 1 伐採箇所の面積はおお むね5 ha以下とする。 ただし、皆伐以外の伐採 種が指定されている場合は 指定施業要件による。	
	南国市	95～99、101～102	525.87		
	香美市	2～3内、4、5内、6～ 7、8～12内、13、15 ～19、20内、21～ 34、35内、36～43、 50～55、57～60内、 61～64、65～66内、 67～69、70内、71～ 73、74内、75～76、 77内、78、79～82 内、84内、86～87、 88～89内、90～91、 103、104内、106内、 153内、154、(蒲)1、 (香)1、2内	(55.39) 11,535.96		
計			(55.39) 12,225.38		
土砂流出防 備保安林	香美市	14、20内、 44～49、50内、56、 57内、(香)2内	(13.24) 1,300.93	皆伐（択伐）とする。 1 伐採箇所の面積はおお むね5 ha以下とする。 ただし、皆伐以外の伐採 種を指定されている場合は 指定施業要件による。	
	計		(13.24) 1,300.93		
潮害防備保 安林	高知市	295内	1.43	択伐とする。 ただし、択伐以外の伐採 種を指定されている場合は 指定施業要件による。	
	計		1.43		
保健保安林	高知市	93内	98.56	択伐とする。 ただし、択伐以外の伐採 種が指定されている場合は 指定施業要件による。	
	香美市	23内、24、30内、31 ～34、35～36内、 37、38～39内、49～ 50内、56～57内、91 内	1,756.60		
	計		1,855.16		

単位：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町村	区 域		伐採方法	その他
国定公園 第1種 特別地域	香美市	33～38内、54～55 内、62～63内	223.36	禁伐とする。 ただし、風致に支障がない 場合に限り、単木択伐を 行うことができる。	
計		223.36			
国定公園 第2種 特別地域	香美市	28～38内、49～50 内、54～55内、56、 57～59内、61～63 内	992.81	択伐とする。 ただし、風致に支障がない 場合に限り、1伐区の面 積を2ha以内の皆伐を行う ことができる。	
計		992.81			
国定公園 第3種 特別地域計	香美市	28～39内、53～55 内、57～63内	1,480.08	皆伐とする。 ただし、風致に支障がない 場合に限り、1伐区の面 積をおおむね5ha以下とす る。	
計		1,480.08			
県立自然公 園第1種 特別地域	高知市	93内	65.67	禁伐とする。 ただし、風致に支障がない 場合に限り、単木択伐を 行うことができる。	
計		65.67			
県立自然公 園第2種 特別地域	高知市	93～94内	96.11	択伐とする。 ただし、風致に支障がない 場合に限り、1伐区の面 積を2ha以内の皆伐を行う ことができる。	
	南国市	97内	6.80		
	香美市	23内、24、30～37 内、91内	542.47		
計		645.38			
県立自然公 園第3種 特別地域計	香美市	3内、5内、18～23 内、36内、40～43 内、46～48内	373.81	皆伐とする。 ただし、風致に支障がない 場合に限り、1伐区の面 積をおおむね5ha以下とす る。	
計		373.81			
史跡名勝天 然記念物	香美市	31～34内	69.75	禁伐とする。	
計		69.75			
鳥獣保護区 特別保護地 区	高知市	93内	65.67	禁伐とする。	
	香美市	34～35内、37内、 55内、62～63内	193.70		
計		259.37			

(注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。

2 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。

- 3 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする
- 2 その他必要な事項
特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域		面積	施業方法
	国有林野	官行造林		
総数			(68.63) 14,106.87	小面積分散伐採
内 訳	高知市	93～94、295	166.20	長伐期施業、
	南国市	95～99、101～102	532.75	複層林施業
	香美市	2～82、84、86～91、103～106、 153～154	(蒲)1、(香)1～ 2	(68.63) 13,407.92

- (注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。
 2 官行造林欄の()は、契約相手の略称を示す。
 3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域		面積	施業方法
	国有林野	官行造林		
総数			(13.24) 3,309.86	長伐期施業、 複層林施業
内 訳	香美市	6～14、16～20内、22～23内、39内、 44～49、50内、56、57内、77～79、87 ～89、90～91内	(香)2内 3,309.86	(13.24) 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)

- (注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。
 2 官行造林欄の()は、契約相手の略称を示す。
 3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域		面積	施業方法
	国有林野	官行造林		
総数			1.55	択伐
内 訳	高知市	295	1.55	

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域		面積	施業方法
	国有林野	官行造林		
総数			(27.07) 6,217.43	長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
内 訳	高知市	93～94、295内	165.66	
	南国市	97内	19.48	
	香美市	2～3内、5内、21～24、28～40 47～56、57～60内、61～65、91内	(香)2 6,032.29	

(注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。

2 官行造林欄の()は、契約相手の略称を示す。

3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

別表2 鳥獣害防止森林区域

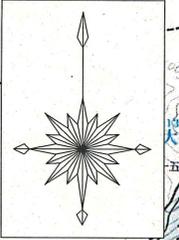
単位 面積：ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域		面積
		国有林野	官行造林	
総数				(68.63) 14,105.32
内 訳	高知市	ニホンジカ	93～94	164.65
	南国市	ニホンジカ	95～99、101～102	532.75
	香美市	ニホンジカ	2～82、84、86～91、 103～106、153～154	(蒲)1、(香)2 (68.63) 13,407.92

- (注) 1 区域は、林班により表示する。
 2 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。
 3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

高知森林計画区 林道開設計画位置図

対図①



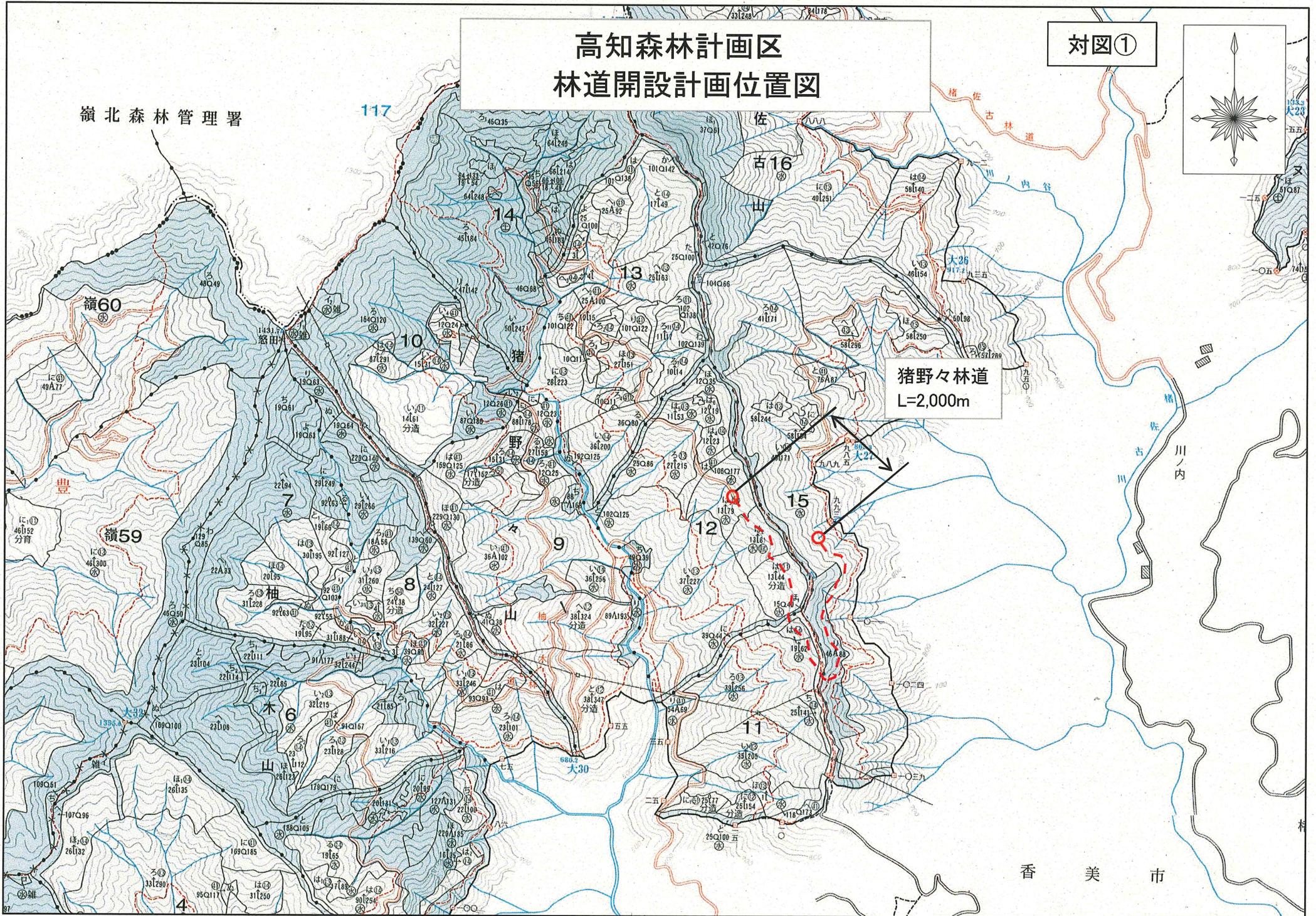
嶺北森林管理署

117

古16
山

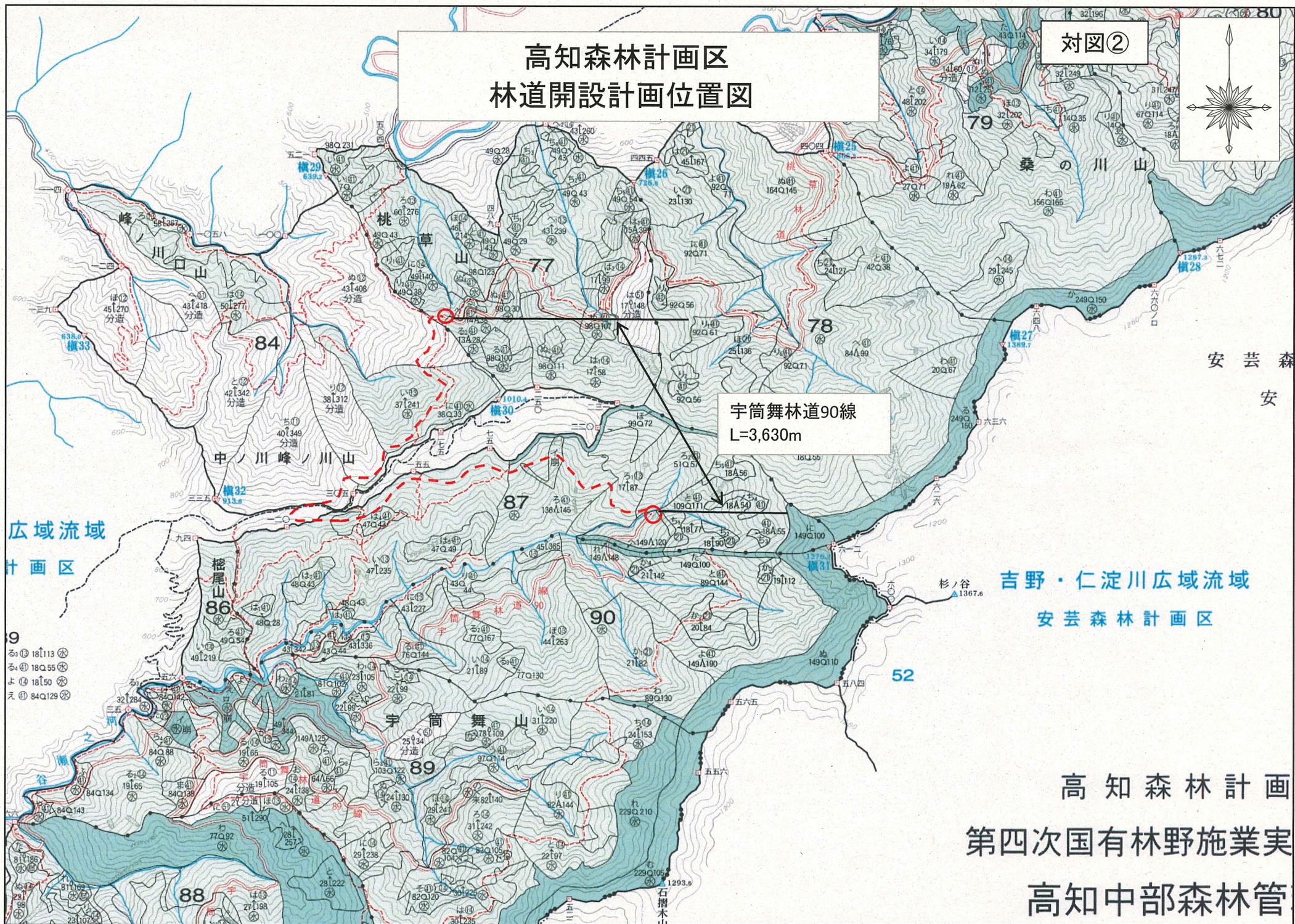
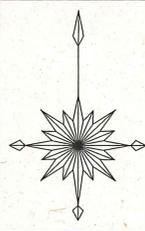
猪野々林道
L=2,000m

香美市



高知森林計画区 林道開設計画位置図

対図②



宇筒舞林道90線
L=3,630m

広域流域
計画区

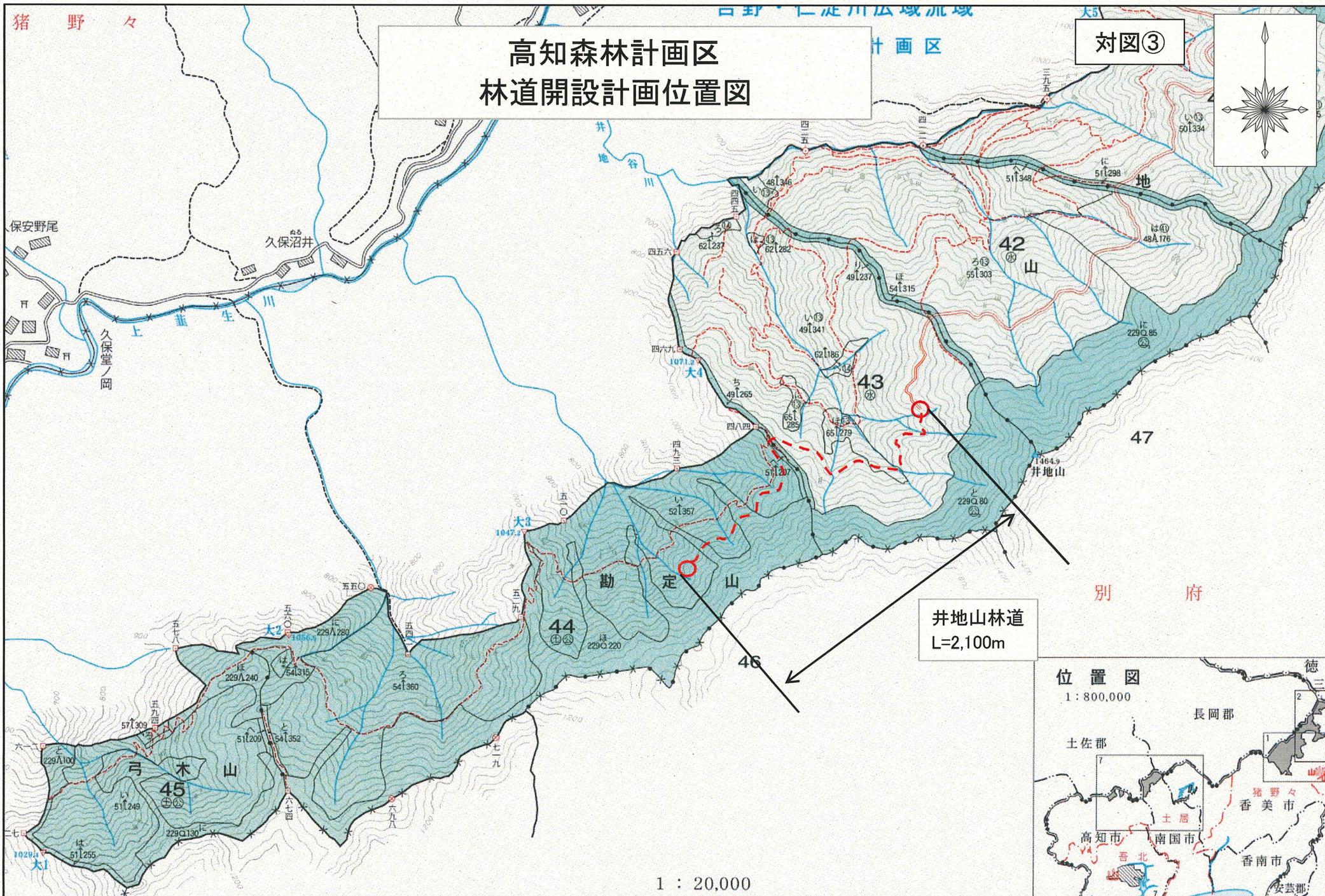
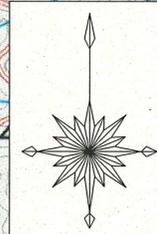
吉野・仁淀川広域流域
安芸森林計画区

高知森林計画
第四次国有林野施業実
高知中部森林管

猪野々

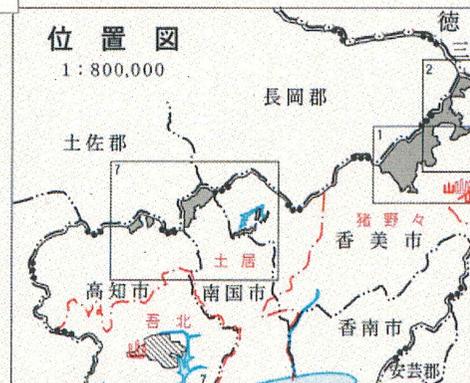
高知森林計画区 林道開設計画位置図

対図③



井地山林道
L=2,100m

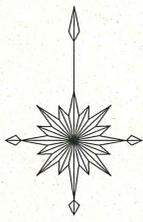
位置図
1 : 800,000



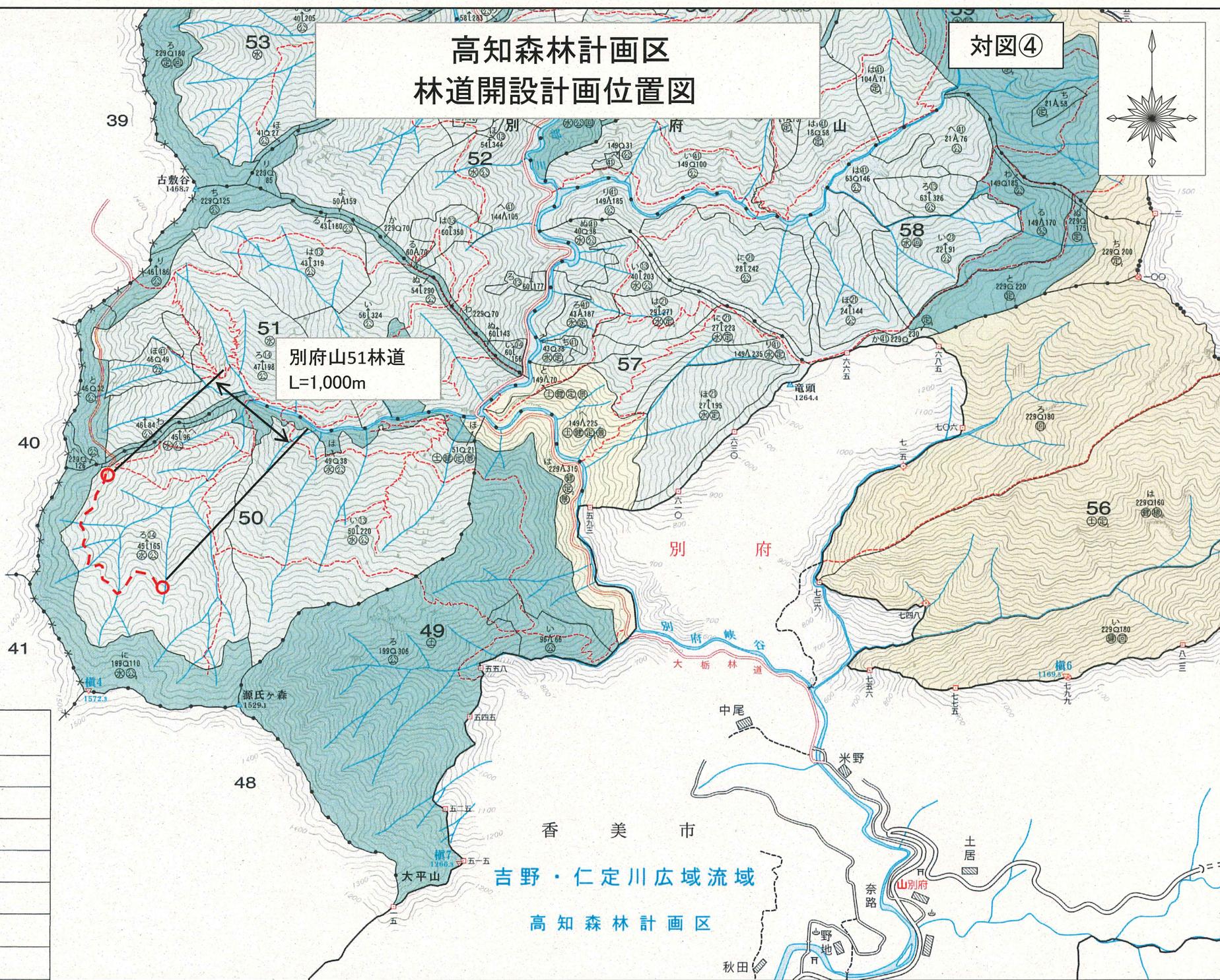
1 : 20,000

高知森林計画区 林道開設計画位置図

対図④



岡ノ内



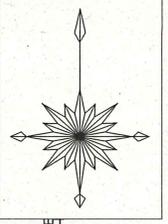
別府山51林道
L=1,000m

図間隔は20mとする

凡例	

高知森林計画区 林道開設計画位置図

対図⑤

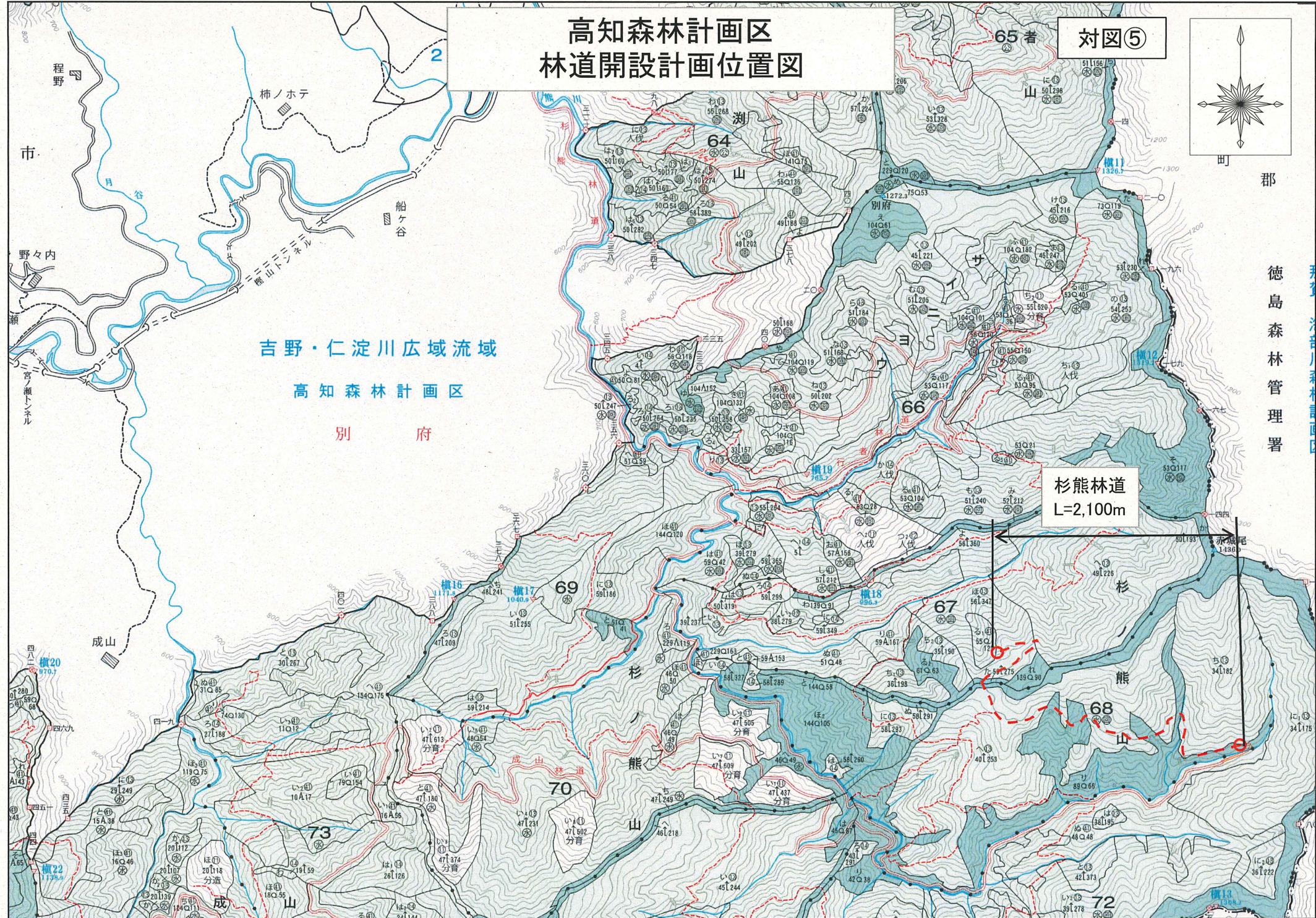


郡

徳島森林管理署

吉野・仁淀川広域流域
高知森林計画区
別府

杉熊林道
L=2,100m



(附) 参 考 资 料

目 次

1	森林計画区の概況	1
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の現況	2
(4)	産業別生産額	2
(5)	産業別就業者数	3
2	森林の現況	4
(1)	齢級別森林資源表	4
(2)	制限林普通林別森林資源表	9
(3)	市町村別森林資源表	10
(4)	制限林の種類別面積	11
(5)	樹種別材積表	12
(6)	荒廃地等の面積	12
(7)	森林の被害	12
(8)	防火線等の整備状況	12
3	林業の動向	13
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	13
(2)	林業事業体等の現況	13
(3)	林業労働力の概況	14
(4)	林業機械化の概況	14
(5)	作業路網等の整備の概況	14
4	前期計画の実行状況	15
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	15
(2)	間伐面積	15
(3)	人工造林・天然更新別面積	15
(4)	林道の開設及び拡張の数量	16
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	16
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	16
(1)	森林より森林以外への異動	16
(2)	森林以外より森林への異動	16
6	森林資源の推移	17
(1)	分期別伐採立木材積等	17
(2)	分期別期首資源表	18

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①100	
		総数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	109,862	77,546	14,107	63,440	71	
内 訳	高知市	30,900	17,098	166	16,933	55
	南国市	12,530	6,063	533	5,530	48
	香南市	12,646	7,211	0	7,211	57
	香美市	53,786	47,175	13,408	33,767	88

(注) 1 区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（平成30年10月1日現在）」。

2 森林面積は森林法第2条で定義された森林の面積を記載する。

3 国有林面積は森林法第7条の2で定義された森林の面積のほか他省庁所管森林面積を含む。他省庁所管森林面積は2015農林業センサスの所有形態別林野面積（現況森林面積）。

4 民有林面積は森林法第5条第1項で定義された森林の面積。

5 総数は端数処理のため内訳と一致しない。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	年間積雪量 (cm)	主風の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年平均				
高知市 (高知)	32.8	0.9	17.0	2,548	—	西	
南国市 (御免)	32.0	-0.2	16.3	2,267	—	北	
南国市 (南国日章)	31.2	-0.4	17.0	2,173	—	北	
香美市 (大柵)	32.7	-1.1	14.9	2,774	—	北東	
香美市 (繁藤)	—	—	—	3,122	—	—	

(注) 気象庁のデータを使用。年間降水量と最多風向は平年値（1981-2010年の30年間）。

イ 地勢

地形は、徳島県境に三嶺（1,893m）、石立山（1,708m）、網附森（1,643m）、嶺北仁淀森林計画区界に鉢ヶ森（1,270m）、笹ヶ峰（1,131m）等の高峰群からなり、急峻である。

主な水系は、いずれも高知平野に注ぐ鏡川、物部川である。また、鏡ダム等があり、豊富な水資源は、高知市等の生活・産業に大きく寄与している。

ウ 地質、土壌等

地質は、三波川帯、秩父帯及び四万十帯に属し、北東から南西の方向に各種の地層が横列している。

嶺北仁淀森林計画区の南東部に隣接する本計画区の北部には、白木谷層、上八川層が位置している。次いで中央部には、物部川に平行して日々原層、高岡層、柚の木等が極めて複雑に入り込んでおり、南部には虚空蔵山層及び四万十帯の葉山層が平行している。また、両河川の河口平野部は沖積層に覆われている。

森林立地区分では、本計画区北西部及び南西部の四国山地を脊梁とする中部山地に属し、土壌は適潤性褐色森林土が主体で、赤、黄色土はわずかである。また、比較的標高の低い本計画区の中央部及び南部は中部低山地に属し、赤、黄色土壌が約半分を占め、乾性土壌も多い。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	
総 数	109,862	77,546	8,690	7,150	1,539	23,625	
内 訳	高知市	30,900	17,098	2,570	2,020	544	11,232
	南国市	12,530	6,063	2,510	2,280	233	3,957
	香南市	12,646	7,211	1,900	1,490	409	3,535
	香美市	53,786	47,175	1,710	1,360	353	4,901

- (注) 1 区域面積はH30年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)。
 2 森林面積は民有林、国有林ともに平成30年度のデータ。
 3 農地面積は農林水産省「作物統計調査」耕作面積(平成31年2月公表)。
 4 総数は端数処理のため内訳と一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 一 次 産 業				第二次 産 業	第三次 産 業	
		計	農 業	林 業	水産業			
総 数	1,563,429	26,288	24,400	1,038	850	233,322	1,303,819	
内 訳	高知市	1,207,334	9,414	8,717	189	508	145,898	1,045,125
	南国市	202,975	5,020	4,812	121	87	52,138	144,658
	香南市	86,638	7,025	6,676	104	245	17,277	61,841
	香美市	75,465	4,829	4,195	624	10	18,009	52,195

- (注) 1 平成28年度市町村経済統計書(高知県統計分析課)による。
 2 総生産額は輸入税、その他・帰属利子等の関係から内訳と一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第 一 次 産 業				第二次 産 業	第三次 産 業	
		計	農 業	林 業	水産業			
総 数	184,000	11,852	11,014	510	328	29,984	142,164	
内 訳	高知市	134,672	4,176	3,735	249	192	21,559	108,937
	南国市	21,584	2,677	2,572	64	41	3,819	15,088
	香南市	15,517	2,717	2,589	38	90	2,507	10,293
	香美市	12,227	2,282	2,118	159	5	2,099	7,846

(注) 平成27年度国勢調査による。

2 森林の現況
(1) 齢級別森林資源表

齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

森林計画区：126 高知

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	14,106.87	3,068	53	64.51	72.00	1	72.00	108.39	3	108.39	1	63.51	63.51	4	
総数	13,352.59	3,068	53	64.51	72.00	1	72.00	108.39	3	108.39	1	63.51	63.51	4	
針	7,121.52	2,096	46	47.28	31.86		31.86	89.92	2	89.92		25.73	25.73	2	
広	6,231.07	972	7	17.23	40.14	1	40.14	18.47	1	18.47		37.78	37.78	2	
総数	6,463.81	1,994	49	64.51	72.00	1	72.00	108.39	3	108.39	1	26.75	26.75	2	
針	5,202.04	1,742	45	47.28	31.86		31.86	89.92	2	89.92		21.84	21.84	1	
広	1,261.77	251	4	17.23	40.14	1	40.14	18.47	1	18.47		4.91	4.91	1	
育単層林	6,382.00	1,971	48	50.31	72.00	1	72.00	60.09	2	60.09		18.68	18.68	1	
層林	5,123.40	1,720	44	33.08	31.86		31.86	43.39	1	43.39		14.66	14.66	1	
成林	1,258.60	251	4	17.23	40.14	1	40.14	16.70		16.70		4.02	4.02		
育複層林	(81.81)														
成林	81.81	23	1	14.20				48.30	1	48.30		8.07	8.07		
針	78.64	22	1	14.20				46.53	1	46.53		7.18	7.18		
広	3.17							1.77		1.77		0.89	0.89		
総数	6,888.78	1,074	4									36.76	36.76	2	
針	1,919.48	354	1									3.89	3.89		
広	4,969.30	721	3									32.87	32.87	2	
育単層林															
成林															
針															
広															
育複層林	607.39	88	2									21.80	21.80	1	
成林	155.20	29										3.05	3.05		
針	452.19	59	1									18.75	18.75	1	
広	6,281.39	986	3									14.96	14.96	1	
天然	1,764.28	324										0.84	0.84		
生	4,517.11	662	2									14.12	14.12	1	
竹林															
無立木地	754.28														

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区：126 高知

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	210.36	27	2	292.18	47	3	423.52	95	5	482.54	149	6	569.97	165	5
総数	210.36	27	2	292.18	47	3	423.52	95	5	482.54	149	6	569.97	165	5
針	107.81	19	2	134.39	29	2	292.91	78	4	370.78	132	5	433.34	140	5
広	102.55	9	1	157.79	18	1	130.61	17	1	111.76	18	1	136.63	24	
総数	124.61	20	2	170.39	34	2	359.96	87	5	428.41	141	6	498.84	158	5
針	93.35	17	1	130.40	28	2	284.98	77	4	358.99	130	5	413.49	139	5
広	31.26	3	3	39.99	6	6	74.98	10	10	69.42	11	11	85.35	19	
育単層林	115.70	18	2	168.06	33	2	359.96	87	5	428.41	141	6	498.84	158	5
層林	84.95	16	1	128.07	28	2	284.98	77	4	358.99	130	5	413.49	139	5
成林	30.75	2	2	39.99	6	6	74.98	10	10	69.42	11	11	85.35	19	
人工林															
育複層林	8.91	2		2.33											
成林	8.40	2		2.33											
広	0.51														
総数	85.75	8	13	121.79	13	1	63.56	8	8	54.13	9	9	71.13	7	7
針	14.46	1	1	3.99	1	1	7.93	1	1	11.79	2	2	19.85	2	2
広	71.29	6	13	117.80	13	1	55.63	7	7	42.34	6	6	51.28	5	5
育単層林															
成林															
広															
育複層林	63.61	6	2	15.41	2		49.58	6	6	51.36	8	8	32.15	3	3
層林	14.46	1	1	2.63	1	1	7.93	1	1	11.79	2	2	6.34	1	1
成林	49.15	5	2	12.78	2	2	41.65	5	5	39.57	6	6	25.81	2	2
天然林	22.14	2	12	106.38	12	1	13.98	2	2	2.77			38.98	4	4
針				1.36									13.51	1	1
広	22.14	2	11	105.02	11	1	13.98	2	2	2.77			25.47	3	3
竹林															
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区：126 高知

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	10 齡級			11 齡級			12 齡級			13 齡級			14 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	805.83	207	5	1,590.46	454	9	1,835.89	547	10	990.48	288	4	388.03	138	2
総数	805.83	207	5	1,590.46	454	9	1,835.89	547	10	990.48	288	4	388.03	138	2
針	516.31	166	4	1,081.36	366	8	1,297.13	461	9	656.53	242	4	282.25	120	2
広	289.52	41	1	509.10	88	1	538.76	85	1	333.95	47	1	105.78	18	1
総数	666.70	196	5	1,304.20	426	8	1,521.02	520	9	728.51	255	4	319.67	131	2
針	497.35	164	4	1,035.96	359	8	1,264.62	454	9	614.57	233	4	274.33	120	2
広	169.35	32	1	268.24	67	1	266.40	66	1	113.94	23	1	45.34	12	1
総数	666.70	196	5	1,304.20	426	8	1,521.02	516	9	728.51	255	4	319.67	116	2
針	497.35	164	4	1,035.96	359	8	1,264.62	451	8	614.57	233	4	274.33	104	2
広	169.35	32	1	268.24	67	1	266.40	66	1	113.94	23	1	45.34	12	1
育複層林							(13.15)						(66.33)		
育成層林								3						16	
針								3						15	
広															
総数	139.13	12		286.26	27		314.87	27		261.97	33		68.36	7	
針	18.96	2		45.40	6		42.51	8		41.96	9		7.92	1	
広	120.17	10		240.86	21		272.36	19		220.01	24		60.44	6	
育成層林															
針															
広															
育複層林	72.14	7		55.85	10		67.75	12		114.29	21		9.90	2	
針	15.18	2		19.94	4		22.74	6		39.31	9		1.96	1	
広	56.96	5		35.91	6		45.01	6		74.98	12		7.94	1	
天然	66.99	5		230.41	17		247.12	15		147.68	12		58.46	5	
生	3.78			25.46	2		19.77	1		2.65			5.96		
針	63.21	5		204.95	15		227.35	14		145.03	12		52.50	5	
広															
竹林															
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区：126 高知

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	15齡級			16齡級			17齡級			18齡級			19齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	50.15	13		45.30	7		33.92	4		84.70	12		107.74	11	
総数	50.15	13		45.30	7		33.92	4		84.70	12		107.74	11	
針	29.24	11		18.00	4		10.41	2		25.21	3		41.44	4	
広	20.91	3		27.30	3		23.51	2		59.49	9		66.30	7	
総数	28.24	11		12.79	4		5.31	2		3.38	1		6.40	1	
針	23.50	10		9.34	3		5.31	2		3.16			3.44	1	
広	4.74	1		3.45	1					0.22			2.96		
育単層林	28.24	11		12.79	3		5.31	2		3.38	1		6.40	1	
育層林	23.50	10		9.34	3		5.31	2		3.16			3.44	1	
育成林	4.74	1		3.45	1					0.22			2.96		
育複層林	(1.38)			(0.96)											
育成林															
総数	21.91	3		32.51	4		28.61	3		81.32	11		101.34	10	
針	5.74	1		8.66	1		5.10	1		22.05	2		38.00	3	
広	16.17	2		23.85	3		23.51	2		59.27	9		63.34	6	
育単層林															
育層林															
育成林															
天然林	21.91	3		32.51	4		28.61	3		81.32	11		101.34	10	
天然林	5.74	1		8.66	1		5.10	1		22.05	2		38.00	3	
天然林	16.17	2		23.85	3		23.51	2		59.27	9		63.34	6	
竹林															
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区：126 高知

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000m³ 成長量：1,000m³

区分	20 齡級			21 齡級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	138.96	17		4,994.15	879	
総数	総数	138.96	17	4,994.15	879	1
	針	29.73	5	1,599.89	310	
	広	109.23	11	3,394.26	569	1
人工林	総数	9.38	3	4.35	1	
	針	7.44	2	0.91		
	広	1.94		3.44		
育成	総数	9.38	3	4.35	1	
	針	7.44	2	0.91		
	広	1.94		3.44		
複層林	総数					
	針					
	広					
天然林	総数	129.58	14	4,989.80	879	1
	針	22.29	3	1,598.98	310	
	広	107.29	11	3,390.82	568	1
育成	総数					
	針					
	広					
複層林	総数	21.60	3	20.94	6	
	針	2.81		5.34	2	
	広	18.79	2	15.60	4	
天然生	総数	107.98	11	4,968.86	873	1
	針	19.48	3	1,593.64	309	
	広	88.50	9	3,375.22	564	1
竹林						
無立木地						

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2)制限林普通林森林資源表

制限林普通林森林資源表

森林計画区：126 高知

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

区分	立木地										計	計	計	計	計	計				
	人工林					天然林											伐採跡地	未立木地	改訂地	植地以外の地
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林												
制限林	面積	針	4,813.35	78.64	4,891.99	155.20	1,764.28	1,919.48	6,811.47											
	面積	広	1,165.31	3.17	1,168.48	452.19	4,517.11	4,969.30	6,137.78											
	材積	針	5,978.66	81.81	6,060.47	607.39	6,281.39	6,888.78	12,949.25	28.06	0.03				571.99	600.08			13,549.33	
	材積	広	1,609.100	22,281	1,631.381	29,269	324,406	353,675	1,985,056											1,985,056
	成長量	針	1,852,796	22,585	1,875,381	87,902	986,437	1,074,339	2,949,720											2,949,720
	成長量	広	3,689.2	8.0	3,697.2	1,222.9	2,105.4	3,328.3	7,025.5											7,025.5
普通林	面積	針	44,714.7	696.1	45,410.8	1,703.3	2,533.9	4,237.2	310.05										49,648.0	
	面積	広	310.05		310.05				93.29										93.29	
	材積	針	403.34		403.34				403.34	52.39					101.81	154.20			557.54	
	材積	広	111,076		111,076				111,076										111,076	
	成長量	針	7,436		7,436				7,436										7,436	
	成長量	広	118,512		118,512				118,512										118,512	
計	面積	針	2,966.6		2,966.6				2,966.6										2,966.6	
	面積	広	445.9		445.9				445.9										445.9	
	成長量	針	3,412.5		3,412.5				3,412.5										3,412.5	
	成長量	広	5,123.40	78.64	5,202.04	155.20	1,764.28	1,919.48	7,121.52										7,121.52	
	材積	針	1,258.60	3.17	1,261.77	452.19	4,517.11	4,969.30	6,231.07										6,231.07	
	材積	広	6,382.00	81.81	6,463.81	607.39	6,281.39	6,888.78	13,352.59	80.45	0.03				673.80	754.28			14,106.87	
計	面積	針	1,720,176	22,281	1,742,457	29,269	324,406	353,675	2,096,132										2,096,132	
	面積	広	251,132	304	251,436	58,633	662,031	720,664	972,100										972,100	
	材積	針	1,971,308	22,585	1,993,893	87,902	986,437	1,074,339	3,068,232										3,068,232	
	材積	広	43,992.1	688.1	44,680.2	480.4	428.5	908.9	45,589.1										45,589.1	
	成長量	針	4,135.1	8.0	4,143.1	1,222.9	2,105.4	3,328.3	7,471.4										7,471.4	
	成長量	広	48,127.2	696.1	48,823.3	1,703.3	2,533.9	4,237.2	53,060.5										53,060.5	

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注 2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3)市町村別森林資源表

市町村別森林資源表

森林計画区：126 高知

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

市町村	区分	人工林				天然林				竹林	計	無立木地等				計		
		育成層林		計		育成層林		計				伐採跡地	未立木地	改訂地	植地以外の地		計	
		育成単層林	育成複層林	計	計	育成単層林	育成複層林	計	計									
高知市	面積	針	67.92	8.32	76.24	40.66	40.66	40.66	40.66									
		広	13.71	1.40	15.11	32.22	32.22	32.22	32.22									
	材積	針	81.63	9.72	91.35	72.88	72.88	72.88	72.88									
		広	20.912	3.754	24.666	11.099	11.099	11.099	11.099									
	成長量	針	742	38	780	780	780	780	780									
		計	21,654	3,792	25,446	18,500	18,500	18,500	18,500									
南国市	面積	針	407.5	105.6	513.1	11.1	11.1	11.1	11.1									
		広	10.2	4.5	14.7	17.0	17.0	17.0	17.0									
	材積	針	417.7	110.1	527.8	28.1	28.1	28.1	28.1									
		計	366.93	67.99	434.92	3.27	3.27	3.27	3.27									
	成長量	針	21.19	1.77	22.96	19.33	19.33	19.33	19.33									
		計	388.12	69.76	457.88	22.60	22.60	22.60	22.60									
香美市	面積	針	129.774	17.922	147.696	357	357	357	357									
		計	2,726	266	2,992	2,042	2,042	2,042	2,042									
	材積	針	132,500	18,188	150,688	2,399	2,399	2,399	2,399									
		計	2,455.8	560.8	3,016.6	3.6	3.6	3.6	3.6									
	成長量	針	29.5	3.5	33.0	20.2	20.2	20.2	20.2									
		計	2,485.3	564.3	3,049.6	23.8	23.8	23.8	23.8									
森林計画計	面積	針	4,688.55	2.33	4,690.88	155.20	155.20	155.20	155.20									
		計	1,223.70	2.33	1,223.70	4,465.56	4,465.56	4,465.56	4,465.56									
	材積	針	5,912.25	2.33	5,914.58	607.39	607.39	607.39	607.39									
		計	1,569.490	605	1,570.095	29,269	29,269	29,269	29,269									
	成長量	針	247.664	605	1,817.59	87,902	87,902	87,902	87,902									
		計	4,095.4	21.7	4,117.1	2,082.9	2,082.9	2,082.9	2,082.9									
計	面積	針	45,224.2	21.7	45,245.9	1,703.3	1,703.3	1,703.3	1,703.3									
		計	5,123.40	78.64	5,202.04	155.20	155.20	155.20	155.20									
	材積	針	1,258.60	3.17	1,261.77	452.19	452.19	452.19	452.19									
		計	6,382.00	81.81	6,463.81	607.39	607.39	607.39	607.39									
	成長量	針	1,720.176	22.281	1,742.457	29,269	29,269	29,269	29,269									
		計	1,971.308	22.585	1,993.893	87,902	87,902	87,902	87,902									
計	面積	針	43,992.1	688.1	44,680.2	480.4	480.4	480.4	480.4									
		計	4,135.1	8.0	4,143.1	1,222.9	1,222.9	1,222.9	1,222.9									
	材積	針	48,127.2	696.1	48,823.3	1,703.3	1,703.3	1,703.3	1,703.3									
		計	5,123.40	78.64	5,202.04	155.20	155.20	155.20	155.20									
	成長量	針	1,720.176	22.281	1,742.457	29,269	29,269	29,269	29,269									
		計	1,971.308	22.585	1,993.893	87,902	87,902	87,902	87,902									

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 複層林は下層木のみを対象とする。

制限林の種類別面積

(4) 制限林の種類別面積
 森林計画区：126 高知

令和2年3月5日 1頁
 (単位：ha)

区分	市町村				合計
	高知市	南国市	香美市	市町村	
水源かん養保安林	163.55	525.87	11,535.96		12,225.38
土砂流出防備保安林			1,300.93		1,300.93
土砂崩壊防備保安林					
飛砂防備保安林					
防風保安林					
水害防備保安林	1.43				1.43
潮害防備保安林					
干害防備保安林					
防雪保安林					
防霧保安林					
なだれ防止保安林					
落石防止保安林					
防火保安林					
魚つき保安林					
航行目標保安林	(98.56)		6.39	(1,848.77)	6.39
保健保安林					
風致保安林					
計	(98.56)	525.87	12,843.28	(1,848.77)	13,534.13
保安施設地区					
砂防指定地					
特別保護地区					
国立公園					
第一種特別地域					
第二種特別地域					
第三種特別地域					
地種区分未定地域					
計					
特別保護地区					
第一種特別地域			(223.36)		(223.36)
第二種特別地域			(989.48)	3.33	(989.48)
第三種特別地域			(1,471.66)	8.42	(1,471.66)
地種区分未定地域					
計			(2,684.50)	11.75	(2,684.50)
都	(65.67)				(65.67)
道	(95.76)				(95.76)
第一種特別地域	0.35	(6.80)		1.88	(643.15)
第二種特別地域				1.22	(372.59)
第三種特別地域					
地種区分未定地域					
計	(161.43)	(6.80)	(913.18)	3.10	(1,081.41)
原生自然環境保全地域					
自然環境保全地域特別地区					
都道府県自然環境保全地域特別地区					
鳥獣保護区特別保護地区	(65.67)		(193.70)		(259.37)
緑地保全地区					
風致地区					
特別母樹林					
史跡名勝天然記念物			(69.75)		(69.75)
種の保存法による管理地区					
その他					
合計	(325.66)	(6.80)	12,858.13	(5,943.80)	13,549.33

(5) 樹種別材積表

単位 材積：m³

林種／樹種	総数	スギ	ヒノキ	モミ	アカマツ	クロマツ	ツガ類	その他針
総数	3,068,232	1,341,080	454,919	120,378	4,429	7	174,345	974
人工林	1,993,893	1,314,141	426,146	31	2,126	7	—	6
天然林	1,074,339	26,939	28,773	120,378	2,303	—	174,345	968

針葉樹計	ブナ	ナラ類	クヌギ	カンバ類	カエデ類	その他広	広葉樹計
2,096,132	176,051	13,019	5,209	59,864	59,724	658,233	972,100
1,742,457	—	—	5,209	—	24	246,203	251,436
353,675	176,051	13,019	—	59,864	59,700	412,030	720,664

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区分		荒廃地	荒廃危険地
総数		85.80	44.56
内 訳	高知市	0.03	—
	南国市	0.53	0.38
	香南市	—	—
	香美市	85.24	44.18

(注) 治山流域別調査報告書第9表荒廃状況総括表による。

(7) 森林の被害

単位：ha

種類	風水害			獣害			その他		
	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28
総数	6.31	2.23	—	1.50	2.60	—	—	—	1.62
内 訳	高知市	—	—	—	—	—	—	—	—
	南国市	—	—	—	—	—	—	—	—
	香南市	—	—	—	—	—	—	—	—
	香美市	6.31	2.23	—	1.50	2.60	—	—	1.62

(注) 1 「その他」は火災、スギカミキリ、未くい虫等を記載する。

2 被害面積は、実損面積とする。

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合の構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
総数	3組合	7,089	26	234,684	54,782	
高知市	高知市森林組合	922	3	38,036	10,139	
南国市 香南市 香美市	香美森林組合	3,514	14	105,658	29,778	
香美市	物部森林組合	2,653	9	90,990	14,865	

(注) 1 組合員所有(又は組合経営)森林面積は、森林組合にあつては組合員及び森林組合所有の森林面積を記載する。

2 平成30年度森林組合一斉調査(平成29年度末時)による。

イ 生産森林組合の構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
総数	4組合	84			83	
香美市	物部第一	14			11	
香美市	月ノ木	7			20	
香美市	好昭	26			7	
香美市	繁藤	37			45	

(注) 1 組合員所有(又は組合経営)森林面積は、生産森林組合にあつては組合員及び組合経営の森林面積を記載する。

2 平成30年度森林組合一斉調査(平成29年度末時)による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分	造林業	素材生産業	原木市場	木材・木製品製造業	備考
総数	11	27	3	25	
内訳	高知市	4	15	1	16
	南国市	1	5	-	7
	香南市	-	1	-	-
	香美市	6	6	2	2

(注) 木材・木製品製造業(従業員4人以上)は平成29年度高知県の工業統計調査結果、素材生産業と原木市場は木材産業振興課資料、造林業は2015年農林業センサス結果による。

(3) 林業労働力の概況

単位：人

区 分	平成24年度末			平成29年度末			増 減			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
総 数	242	10	252	260	7	267	18	-3	15	
内 訳	高知市	100	5	105	124	3	127	24	-2	22
	南国市	19	2	21	26	1	27	7	-1	6
	香南市	18	1	19	17	1	18	-1	0	-1
	香美市	105	2	107	93	2	95	-12	0	-12

(注) 平成25年・平成30年度林業労働力等調査による。

(4) 林業機械化の概況

従来型林業機械の導入状況

単位：台

区 分	集材機	小 型 運材車	クレーン類	掘削系 ショベル類	動力系 枝打機	小 計	
総 数	165	12	24	19	1	221	
内 訳	高知市	82	6	12	9	-	109
	南国市	13	3	2	5	1	24
	香南市	12	-	2	2	-	16
	香美市	58	3	8	3	-	72

(注) 平成30年度林業労働力等調査。(平成30年3月31日時点)

高性能林業機械の導入状況

単位：台

区 分	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	タローヤータ	スイングヤータ	小 計	
総 数	34	19	25	1	21	100	
内 訳	高知市	15	14	14	-	9	52
	南国市	6	4	7	-	3	20
	香南市	1	-	-	-	-	1
	香美市	12	1	4	1	9	27

(注) 平成30年度林業労働力等調査。(平成30年3月31日時点)

(5) 作業路網等の整備の概況

ア 国有林林道開設の推移

単位 延長：km

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
林 道	0.1	-	-	-	0.3

(注) 令和元年度は見込量による。

イ 国有林林道の現況

単位 路線数：本、延長：km

区 分	路 線 数	延 長
林 道	28	204.4

(注) 四国森林管理局林道現況表（平成31年3月31日現在）による。

ウ 国有林作業道開設の推移

単位 路線数：本、延長：km

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
路線数	3	—	3	2	3
延長	3.4	—	6.3	3.8	12.7

(注) 令和元年度は見込量による。

エ 国有林森林作業道の現況 単位 延長：km

区分	延長
森林作業道	102.1

(注) 四国森林管理局作業道台帳集計（平成31年3月31日現在）による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³、実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	90	179	269	43	68	111	48	38	41
針葉樹	81	179	259	43	68	111	53	38	43
広葉樹	9	—	9	0	0	0	2	—	3

(注) 1 前計画の前半5ヶ年分に対応する計画量と実行量とする。

2 本計画の樹立年度の実行量については見込量とする。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
1,957	528	27

(注) (1) の (注) に同じ。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
353	139	39	242	93	38	111	11	10

(注) (1) の (注) に同じ。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km、実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	5.9	0.4	7	31	23	74
うち林業専用道	2.2	0.4	18	—	—	—

(1) の (注) に同じ。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

該当なし

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：箇所、実行歩合：%

種 類	治 山 事 業 施 行 地 区 数		
	計 画	実 行	実行歩合
溪間工	22	7	32
山腹工	17	3	18
保安林の整備	24	9	38
計	37	17	46

注) 1 前計画の前半5ヶ年分に対応する計画量と実行量とする。

2 本計画の樹立年度の実行量については見込量とする。

3 計は溪間工、山腹工、保安林の整備で重複する箇所は1箇所として集計する。

5 林地の異動状況 (森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設用地	住宅・別荘・工場等 建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	—	—

(注) 1 前計画の前半5ヶ年に対する異動面積。

2 農用地は田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
—	—	0.19	0.19

(注) 前計画の前半5ヶ年に対する異動面積。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：1,000m³ 延長：km

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	239	235	253	264	274	285	295	294
		針葉樹	222	219	227	234	240	248	256	251
		広葉樹	17	17	25	31	34	37	40	43
	主 伐	総 数	85	83	127	153	170	185	198	213
		針葉樹	68	66	102	122	136	148	158	171
		広葉樹	17	17	25	31	34	37	40	43
	間 伐	総 数	154	152	125	112	104	100	97	81
		針葉樹	154	152	125	112	104	100	97	81
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
林 積	総 数	236	202	256	347	385	409	429	449	
	人工造林	189	162	205	278	308	327	343	359	
	天然更新	47	40	51	69	77	82	86	90	
林道開設延長		11	7	—	—	—	—	—	—	

(2) 分期別期首別資源表

単位 面積：ha、材積：1,000m³

区 分		面											材積	
		総数 齢級	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級		21齢級 以上
第 I 分期	総数	13,432	216	172	503	906	1,376	3,426	1,379	95	118	246	4,994	3,068
	人工林	6,543	216	135	295	788	1,166	2,825	1,049	41	8	15	4	1,994
	育成単層林	6,461	202	79	284	788	1,166	2,825	1,049	41	8	15	4	1,971
	育成複層林	82	14	56	11	0	0	0	0	0	0	0	0	23
	天然林	6,889	0	37	208	118	210	601	330	54	110	231	4,990	1,074
	天然生林	6,281	0	15	129	17	106	478	206	54	105	203	4,969	986
第 III 分期	総数	13,372	503	136	167	503	906	1,301	3,228	1,198	82	115	5,232	3,372
	人工林	6,483	503	136	130	295	788	1,091	2,627	868	28	6	12	2,268
	育成単層林	6,285	386	122	74	284	788	1,091	2,627	868	28	6	12	2,238
	育成複層林	199	117	14	56	11	0	0	0	0	0	0	0	30
	天然林	6,889	0	0	37	208	118	210	601	330	54	110	5,221	1,104
	天然生林	6,07	0	0	22	79	101	104	124	124	0	5	49	102
第 V 分期	総数	13,372	750	438	136	167	503	867	1,211	2,870	1,011	74	5,345	3,360
	人工林	6,483	750	438	136	130	295	749	1,001	2,269	681	20	14	2,232
	育成単層林	6,285	750	321	122	74	284	749	1,001	2,269	681	20	14	2,188
	育成複層林	199	0	117	14	56	11	0	0	0	0	0	0	44
	天然林	6,889	0	0	0	37	208	118	210	601	330	54	5,331	1,128
	天然生林	6,07	0	0	0	22	79	101	104	124	124	0	54	115
第 VII 分期	総数	13,372	961	603	438	136	167	485	786	1,071	2,516	802	5,407	3,264
	人工林	6,483	961	603	438	136	130	277	668	861	1,915	472	22	2,115
	育成単層林	6,285	961	603	321	122	74	266	668	861	1,915	472	22	2,057
	育成複層林	199	0	0	117	14	56	11	0	0	0	0	0	58
	天然林	6,889	0	0	0	0	37	208	118	210	601	330	5,385	1,149
	天然生林	6,07	0	0	0	0	22	79	101	104	124	124	54	125
第 IX 分期	総数	13,372	1,061	794	603	438	136	164	479	734	889	2,100	5,974	3,131
	人工林	6,483	1,061	794	603	438	136	127	271	616	679	1,499	259	1,966
	育成単層林	6,285	1,061	794	603	321	122	71	260	616	679	1,499	259	1,896
	育成複層林	199	0	0	0	117	14	56	11	0	0	0	0	70
	天然林	6,889	0	0	0	0	0	37	208	118	210	601	5,715	1,165
	天然生林	6,07	0	0	0	0	0	22	79	101	104	124	178	134
天然生林	6,281	0	0	0	0	0	15	129	17	106	478	5,538	1,031	

(注) 1 1 齢級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齢級、6年生から10年生までを2 齢級とし、以下順次3、4 齢級とする。
2 1、2 齢級の面積は、更新を予定している「無立木地」の面積を含む。